

## ASPIRE 2024 年度 日独共同公募「量子技術」募集説明会

(2024 年 4 月 26 日 16 : 00~17 : 05 開催)

### Q&A 集

※今後、本公募に関するお問合せは [aspire-de@jst.go.jp](mailto:aspire-de@jst.go.jp) 宛にお送りください。

#### 【公募について】

Q1 : 何件くらい採択されますか？

A1 : 2 件程度を予定しています。ASPIRE は基金を財源としていることから、優れた提案が多ければ採択件数が若干増える可能性もあり、またその逆もあります。

#### 【応募要件等について】

Q2 : ほかの ASPIRE の応募で Co-PI となっているものが新たに PI として応募することは問題ありませんか？

A2 : Co-PI でしたら日独共同公募の PI として応募してもらうことは可能です。

#### 【国際共同研究体制について】

Q3 : 若手の定義について、年齢層やあるいは学生も含むのかなど、教えてください。

A3 : 明確な定義はないのですが、研究者としてのキャリアが短い方を想定しています。なお公募の中で必須とする渡航する研究者は、博士課程、修士課程在籍学生であること、または大学、公的研究機関等で研究活動を行う研究者で学位取得後 15 年程度以内であること、と定義しています（加えて他の研究者が渡航することも可能です）。

Q4 : 現時点で 5 年間の派遣計画を実名入りで作成するのは難しいです。提案書に記載した人とは別の人を派遣したりすることは可能でしょうか。

A4 : 例えば、初年度と 2 年度まではできるだけ実名を書いてもらうことで、具体性のある提案になると思います。採択後に、提案の趣旨に沿う形で別の方を派遣したい場合は、ご相談ください。

Q5 : 想定されているネットワークの規模の目安はありますか？日本側、ドイツ側のグループの人数、交換する若手研究者の人数の目安はあるのでしょうか？

A5: 提案にもよりますが、例えば昨年度採択された単独公募の量子分野の一つの課題では、国内大学の学部や研究所等 3 か所と米国大学とのコンソーシアムになっており、かなり大きな規模になりました。ASPIRE において研究体制の規模について規定はありませんが、3 大学が協力して共同研究体制を組む、というケースが多いと思います。学生まで含めると日本側の研究チームは数十人になるかと思います。

Q6: 派遣する研究者は 1 年未満、3 か月から 6 か月でもよいですか？断続的でも合計 1 年間になればよいでしょうか？

A6: 国際頭脳循環の趣旨に沿う内容であれば、1 年間通してではなく、半年 2 回や 3 か月程度を複数回でご提案いただいても結構です。

Q7: 研究者派遣に関して、ドイツ側は派遣が義務ではないのでしょうか。ドイツ側も日本に派遣するほうが相互の国際頭脳循環が進んでよいと思います。

A7: ドイツ側から日本への派遣は義務ではありませんが、公募要領の 10 ページ目に掲載しているように、ドイツ側研究者に対して、「研究費のかなりの部分を、ドイツと日本のパートナー間の交流促進に充てることを期待されている」ということを明記しています。

Q8: ドイツの研究所で研究している、DFG の支援を受けていない日本人研究者を派遣することは可能ですか？

A8: ドイツ側研究者の判断、及び DFG からドイツ側研究者へ支援される研究費からの支出になりますが、採択後にその研究者を日本へ派遣することは可能です。

Q9: プログラムが開始した後で、日本の研究者の派遣を追加することはできますか？

A9: 採択後に追加で派遣したい場合は、研究費総額の範囲内で計画書の変更として対応しますので相談してください。

Q10: 研究者の追加と研究機関の追加も可能ですか？

A10: 提案の趣旨を踏まえた内容であれば、研究費総額の範囲内で対応可能ですので、その都度具体的に JST 事務局へ相談してください。なお、相手側 PI が追加される場合は、新たに LoI (Letter of Intent) の手続きが発生します。

【研究分野について】

Q11：量子材料も研究分野に含まれますが、最終的な出口として、例えば材料を使って量子コンピューターのプロトタイプを作るようなことまでも求められるのでしょうか？

A11：量子コンピューターに関する技術以外に量子通信、量子計測、量子センサーやさらに今までにない機能をもつ量子物質の開拓を求めており、必ずしも量子コンピューターの制作の、ある段階までいくことが目標とされているではありません。従って、量子センサーや量子計測や機能性の高い量子物質の開拓が目標となっても問題ありません。

【経費の使い方について】

Q12：ASPIRE の予算は単年度の設定ですか？

A12：研究期間は 5 年間ですが、契約は原則として、複数年の委託研究契約です。

Q13：直接経費の 7 割を頭脳循環に使うこととなっていますが、その厳密さはどの程度ですか？

A13：申請時の提案書では 7 割の設定で作成してもらいますが、採択後に提出された計画書の段階でも 7 割の目標が適用されているか確認します。また、毎年提出いただく次年度の計画書でも確認するほか、年度の終わりに提出を求めている委託研究実績報告書においても、研究費の支出割合を確認します。

Q14：採択後、頭脳循環目的の支出実績で 7 割を満たしていないとペナルティが発生しますか？

A14：年度の終わりに提出を求めている委託研究実績報告書において、研究費の支出割合を確認します。計画時との乖離がある場合は、計画の見直しを求めます。

Q15：頭脳循環のための支出を 7 割と設定するとかなりの金額になります。また、若手人材不足の状況で、実名で海外派遣する計画となると、プロジェクトの負担になると考えられますが、それでもこのような派遣計画を立てるのでしょうか。

A15：ASPIRE は国際頭脳循環や若手研究者育成に主眼を置いており、これまでの共同研究とは違った趣旨の支援である点を、ご理解ください。直接経費の 7 割は大きいと思うかもしれませんが、昨今の円安もあり、対象国のドイツへ 1 年間派遣すると一人あたり生活費も含めて年間 1 千万円以上の費用が発生するという試算もありますため、必要な金額の設定

と考えています。

Q16：ドイツから日本に来る研究者にはドイツ側の予算を使うことは義務化されているのですか？

A16:共同公募ではドイツ側からの派遣者はDFGの支援を受けます。単独公募とは異なり、ドイツから日本に来る研究者の渡航費用は、ドイツ側の予算を使うことが求められています。

Q17：研究のための物品費等は国際頭脳循環の支出、7割の中に含まれないのですか？

A17：既存の研究を推進するための物品費や、いわゆる研究装置購入の費用は7割に含まれません。

Q18：ポスドク雇用の人件費をこの7割に含めることは可能でしょうか？

A18：ドイツへ派遣するポスドクの人件費であれば、差支えありません。

Q19：残りの3割は純粋な研究に使うべきという理解でよいでしょうか？

A19：残りの3割は特に制限はありませんので、今回の共同公募の趣旨に沿った内容であれば、物品費でも結構ですし、それ以上に頭脳循環のために支出しても結構です。

Q20：今回の共同公募では日独双方のFAが派遣する費用を負担するということだが、ドイツ側には日本側のような7割の縛りがないということと関連して、ドイツ側から研究費を研究目的で相当額の支出をしたいので、日本へ派遣する人の招聘費を日本側から支出してほしいと言われたときは、日本側で支出することは可能でしょうか？

A20：共同公募では、相手側から派遣する費用は相手側で支出し、日本から派遣する費用は日本側で負担します。単独公募とは異なり、日本の大学側で相手側研究者の旅費や滞在費をASPIREから支出する、という運用はできませんので、ご注意ください。

#### 【その他】

Q21：前提として既に開始している研究があり、それに根差して共同研究提案するとき、既存の研究との関係性はどうか考えればよいでしょうか。

A21：提案内容にもよりますが、基本的にはASPIREは、ベースとなる既存の研究があり、

その国際交流部分を加速するための支援ですので、既存の研究内容と重複する提案は歓迎しています。

Q22：本プロジェクトで雇用した研究者の派遣と既に雇用された研究者の派遣ではどちらを推奨しますか？

A22：提案の内容にもよりますが、既に雇用されている研究者を派遣する計画の方が、これから研究者を雇用する予定である場合よりも、具体性があるという点で評価されると考えます。

Q23：学生のインターンシッププログラムが最近増えていますが、この種のプログラムと一部予算が重複したり、組み合わせたりするかたちになってもよいでしょうか？例えば、JSTのSPRING（次世代研究者挑戦的研究プログラム）や他省庁の博士人材支援のプログラムと重複してもよいでしょうか？

A23：ASPIREは国際共同研究という趣旨ですので、学生の教育のみを目的にした経費支出はできかねます。他のプログラムとの組み合わせについては、ASPIRE側では重複制限は設けていませんが、研究者のエフォートも踏まえて、支援中の課題の担当者へご相談ください。

Q24：申請する際に相手側との覚書が必要なケースやその連携について教えてください。

A24：公募要領の3ページ目に記載していますが、日本側のコンソーシアムに企業が含まれている場合は、事前にDFGのウェブサイトからモデル協定書をダウンロードし、協定書を締結の上、申請時に提出してください。日本側の研究チームに企業が含まれていなければ、この手続きは不要です。

Q25：申請書の「7. Applicant's achievements.」の「7-1 Achievements of the Japanese Principal Investigators」ではPrincipal Investigatorsと複数形になっています。ここはPIだけでなく、Co-PIの業績も記載するのでしょうか。

A25：この項目はPIお一人の業績を記載していただくところであり、正しくは単数形、Principal Investigatorです。PIお一人の業績を記載してください。同様に、「7-2 Achievements of the German Principal Investigators」も複数形ですが、ドイツ側PIお一人の業績を記載してください。